

西宮市消防通信運用要綱

【沿革】	平27. 3. 30	西消局通達第21号	〔全部改正〕
	平27. 11. 20	西消局通達第2号	〔第1次改正〕
	平28. 3. 30	西消局通達第13号	〔第2次改正〕
	平30. 3. 20	西消局通達第12号	〔第3次改正〕
	平31. 2. 19	西消局通達第12号	〔第4次改正〕
	令2. 3. 30	西消局通達第15号	〔第5次改正〕
	令3. 11. 15	西消局通達第3号	〔第6次改正〕
	令5. 12. 20	西消局通達第3号	〔第7次改正〕
	令6. 3. 26	西消局通達第10号	〔第8次改正〕

西宮市消防通信管理要綱（平成10年西消局通達第3号）の全部を改正する。

目次

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	運用（第4条－第28条）
第1節	災害通報の受信（第4条－第6条）
第2節	出動指令（第7条－第12条）
第3節	無線通信等（第13条－第23条）
第4節	一般業務通信（第24条－第28条）
第3章	記録（第29条－第31条）
第4章	保守管理（第32条－第40条）
第5章	訓練、研修（第41条・第42条）
第6章	帳票（第43条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 西宮市消防通信規程（平成26年西消局訓令第10号。以下「規程」という。）

第21条の規定に基づき、消防通信の運用について必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 有線電話設備 電気通信事業者（自治体衛星通信機構を除く。）の回線を利用した電話設備及び携帯電話をいう。
- (2) 無給電補助受付装置
給電を必要とせず、直接119番の音声通報を受信することのできる装置をいう。
- (3) 位置情報通知システム

西宮市消防局が受信した 119 番通報について、必要に応じてその発信位置等に関する情報を取得することができるシステムをいう。

(4) 車両運用端末装置

消防緊急情報システムを構成する機器で、車両に積載し、出動指令情報を受信するとともに動態情報や位置情報等の送受信を行い、各種情報を閲覧することができる装置をいう。

(消防指令室への出入り)

第3条 消防指令室は、通信施設を保護するために、室内の温度を一定にするほか、出入りに際して、砂等が入らない、又はほこり等が発生しないように注意しなければならない。

2 消防指令室は、常に整理整頓に努め、みだりに指令課員以外の者を入室させてはならない。

3 指令課員以外の者が消防指令室へ入室しようとするときは、指令課員の許可を得なければならない。

第2章 運用

第1節 災害通報の受信

(災害通報の受信事項)

第4条 規程第12条及び第13条に規定する災害通報の受信時における必要な事項は、別表第1のとおりとする。

(災害通報の受信時の留意事項)

第5条 通信指令員は、災害通報の受信に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 状況が緊迫している場合、又は通報者が異常に興奮している場合等、前条に定める必要な事項を聴取できないときは、特に災害種別及び災害発生場所を優先して受信するように努めること。

(2) 位置情報通知システムから取得する情報を有効に活用するとともに、次に掲げる事項を厳守すること。

ア 取得した情報は、災害業務以外に使用しないこと。

イ 情報の処理に際しては、通信の秘密を厳守するとともに、通報者等の個人情報保護に努めるよう、細心の注意を払うこと。

(3) 災害発生場所が他の市町（応援区域を含む。）と判明した場合は、前条に掲げる必要な事項を聴取するよう努めなければならない。この場合、直ちに、当該災害現場を管轄する消防本部へ通報しなければならない。

(4) 通報が途絶したときは、必要に応じて、呼び返し等を行うものとする。

(無給電補助受付装置の操作)

第6条 通信施設等の故障により指令台での災害通報の受信が不能となったときは、無給電補助受付装置により119番通報を受信するものとする。

2 前項の事態となったときは、週休者等と呼出し、これに対処するものとする。

第2節 出動指令

(出動指令)

第7条 通信指令員は、出動部隊の編成が完了したときは、直ちに消防部隊の出動及び任務に関する命令（以下「出動指令」という。）を行わなければならない。

2 出動指令を、次の3つに区分する。

- (1) 本指令 指揮本部から発する災害活動に関する命令
 - (2) 予告指令 消防部隊の出動に際して、迅速化のために、必要に応じて本指令の前に出される準備命令
 - (3) 追加指令 災害活動にかかる支援情報（災害活動を的確かつ安全に遂行するために必要な情報をいう。）を、必要に応じて本指令の後に付した命令
- (出動指令の要領)

第8条 出動指令を行うときは、原則として消防緊急情報システムを活用するものとし、指令トーン及び予告指令については、別表第2及び別表第3のとおりとするほか、指令要領は、別表第4のとおりとする。

2 移動業務中の移動局に出動指令を行うときは、前項のほか、必要に応じ無線指令及び携帯電話等による指令を行うものとする。

(例外措置)

第9条 通信業務管理者は、消防緊急情報システム等の故障により、前条の出動指令が到達しないときは、他の有効な手段により、確実に出動指令を行わなければならない。

(現場指示)

第10条 指揮本部は、消防隊が災害活動のために出動したと認めたときは遅滞なく、次の各号のうち、災害通報の受信時に得られた情報について、音声その他の手段により指示するものとする。

- (1) 災害場所及び状況
- (2) 負傷者等の人数及び状況
- (3) 三大危険情報（活動危険情報、人命危険情報、延焼危険情報）
- (4) その他、現場活動に必要と認められる情報

2 指揮本部からの現場指示は、原則として総括指揮者又は中隊指揮若しくは小隊指揮を行う現場指揮権（西宮市警防規程（平成24年西消局訓令第4号。以下「警防規程」という。）第10条に定める現場指揮権をいう。）を有する指揮者（以下「現場指揮者」という。）が開局送信したとき、又は指揮本部が必要と認めたときに行う。

3 前項の現場指示を傍受した無線局のうち最上位の者は、指示内容について解信しなければならない。

(現場報告)

第11条 警防活動を行う現場指揮者は、災害現場の状況について、随時指揮本部に報告しなければならないものとし、現場報告要領は、別表第5のとおりとする。

(消防団への出動要請)

第 12 条 消防団への出動要請は、原則として消防緊急情報システムを活用するものとする。ただし、消防緊急情報システム等の故障により活用できない場合は、他の有効な手段により、出動要請を行うものとする。

第 3 節 無線通信等

(移動局間通信)

第 13 条 移動局間で直接交信を行おうとするときは、指揮本部の許可を得なければならない。ただし、次の各号に定める場合を除く。

- (1) 災害現場に現場指揮本部が設置され、かつ指揮本部との有効な通信手段が確保された後において、総括指揮者等（警防規程第 11 条第 7 項に定める総括指揮者等をいう。）が移動局間の交信を必要と認めたとき。
- (2) 基地局の不感地帯にある移動局と他の移動局が交信するとき。
- (3) 署活動用無線機（400MHz 帯の携帯型無線機）によって交信するとき。
- (4) その他、通信業務管理者が必要と認めたとき。

(移動局の使用波)

第 14 条 通常時における移動局の使用波は、警防系は活動波 1、救急系は活動波 3 とし、無線波の切替えは故障の場合を除き、原則として指揮本部からの指示によるものとする。

- 2 移動局が無線波切替えを必要と認めたときは、指揮本部の許可を得て切替えることができる。ただし、人命危険に関わる緊急通信の場合は、この限りでない。
- 3 火災発生又は救助事案発生に伴う出動のとき、救急系の移動局は、警防系の活動波へ切替えるものとする。

(無線局の識別名称)

第 15 条 同一内容の通信を複数の移動局に対して指示する必要があるときは、次の識別名称を用いるものとする。

- (1) 各局 同一の通信系を構成する無線局のすべてを呼出す名称をいう。
- (2) 各移動 同一の通信系を構成する移動局のすべてを呼出す名称をいう。
- (3) 各隊 同一の通信系を構成する移動局のうち、災害出動中の車載型移動局のすべてを呼出す名称をいう。

(無線通信要領)

第 16 条 無線通信は、次の各号を基本とし、無線通信要領は、別表第 6 のとおりとする。

- (1) 通信を開始しようとするときは、他の通信に混信を与えないことを確かめてから電波を発射すること。
- (2) 相手の無線局を呼出すときは、自局の識別信号を付すこと。
- (3) 応答、通話の後には「どうぞ」を付すこと。
- (4) 交信内容に解信するときは「了解」とする。
- (5) 呼出し局が通信の最後に「以上」を付して通信を終了すること。

(6) 通常の会話速度の保持に配慮すること。

(障害発生時の措置)

第 17 条 規程第 19 条に規定する必要な措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 119 番通報等、災害受信体制の確保
- (2) 代替通信手段を用いる等、命令伝達システムの確保
- (3) 消防署及び消防分署（以下「消防署等」という。）との連絡体制の確保
- (4) 町別直近隊編成に伴う帰署指示等、災害出動体制の確保

(通信手段の確保)

第 18 条 移動局は、指揮本部との交信が山間部、高層建物群、建物内等の地理的条件又は周囲の環境に影響される場合、発信場所の移動、出力のある無線機への切替え若しくは有線電話設備その他有効な通信手段を講じ、通信の確保に努めなければならない。

(人命危険に関わる緊急通信)

第 19 条 人命危険に関わる緊急通信を行うときは、通話の前に「至急、至急」の語を付さなければならない。

2 緊急通信を傍受した他の無線局は、当該通信が有効に指揮本部又は現場指揮本部に到達できるよう配慮しなければならない。

(無線略語の使用)

第 20 条 無線通信に通常用語を用いることが業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、別表第 7 に定める略語を用いるものとする。

(署活動用無線機の運用)

第 21 条 署活動用無線機の運用要領は、第 16 条の要領に準じるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 現場活動に関する情報伝達を主とし、同一災害に出動した隊員相互間の通信を原則とする。
- (2) 使用波は次のいずれかに該当するとき、切替えることができる。
 - ア 各級指揮者が特に必要と認めたとき。
 - イ 訓練等で、事前の調整がなされているとき。

(消防団の通信施設)

第 22 条 消防団の分団長に、所管する消防分団の通信施設について、適切な管理と運用を図るよう協力を求めるものとする。

(消防団の無線使用波)

第 23 条 消防団の消防車両に積載する移動局は、活動波 4 を使用する。

第 4 節 一般業務通信

(一斉通報)

第 24 条 気象情報の伝達等、同一内容を消防局及び消防署等へ通報する必要がある場合は、消防局及び消防署等の放送設備により行うものとし、一斉通報要領は、別表第 8 のとおりとする。ただし、21 時から翌 6 時の間においては、署所端末装

置をもって伝達するものとする。

(時間調整)

第 25 条 指揮本部内の時計は、日本標準時と同一になるようにし、原則として毎日 9 時 05 分に時間調整を行わなければならない。

(指令回線の試験通信)

第 26 条 通信業務管理者は、指令回線の機能試験のため、原則として、毎日 9 時 05 分から試験通信を行わなければならないものとし、指令回線の試験通信要領は、別表第 9 のとおりとする。

(無線局の試験通信)

第 27 条 通信業務管理者は、無線局の機能試験のため、原則として、毎日 9 時 05 分から試験通信を行わなければならないものとし、無線局の試験通信要領は別表第 10 のとおりとする。なお、各無線局の試験日は別に定める。

2 署活動用無線機の試験通信は、それぞれの所属において行うものとする。

3 無線局の定時試験通信（移動局間で行うものは除く。）を行ったときは、定時試験通信結果表（様式第 1 号）に結果を記録するものとする。

(車両運用端末装置による運用要領)

第 28 条 消防車両は、出動時又は移動業務等により、配置される消防署等を離れる際は、車両運用端末装置を起動し、操作しなければならない。

2 車両運用端末装置は毎週 1 回以上、データの更新作業を行わなければならない。

3 指揮本部は、車両運用表示盤等により、消防車両の動態及び現在位置を、常に把握しておかななければならない。

4 車両運用端末装置の動態登録要領は、別表第 11 のとおりとする。

第 3 章 記録

(出動指令等の記録)

第 29 条 通信指令員は、災害の覚知方法、覚知等の時刻、通報者氏名、通報内容を次の各号に定める様式に記録しなければならない。

(1) 火災・救助・その他災害指令発信票（様式第 2 号、様式第 2 号の 2、様式第 2 号の 3、様式第 2 号の 4）

(2) 救急指令発信一覧表（様式第 3 号）

(災害状況等の記録)

第 30 条 指令課長は、119 番通報による災害通報及び無線交信の内容を記録媒体に記録し、録音記録簿（様式第 4 号）に必要事項を記載して、1 年間保存するものとする。

2 指令課長は、必要に応じて高所カメラ及び現場映像情報伝送装置等の映像を記録媒体に記録し、録画記録簿（様式第 5 号）に必要事項を記載して、1 年間保存するものとする。

(映像情報等の利用)

第 31 条 所属長（規程第 4 条第 3 項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、消

防緊急情報システム又は指揮本部において作成、記録された映像情報等の提供を受けようとするときは、指令課長に、映像情報等利用申請・提供書（様式第6号）により、申請しなければならない。

- 2 前項の規定により入手した映像情報等は、所属において厳重に管理するものとし、事務所等以外への持出しのほか、申請時の利用目的外での使用、データの複製及び他の所属等、第三者への提供等を行ってはならない。

第4章 保守管理

（通信保守担当者の報告）

第32条 所属長は、規程第7条の規定により、毎年4月に通信保守担当者を選任し、通信保守担当者選任・変更報告書（様式第7号）により、通信業務管理者に報告しなければならない。また、変更したときも同様とする。

（点検の種類）

第33条 通信施設の点検は、次のとおりとする。

- (1) 毎日点検
- (2) 定期点検
- (3) 臨時点検

（毎日点検）

第34条 通信業務管理者及び所属長は、通信保守担当主任又は通信保守担当者に、毎日1回以上その所属における通信施設の点検を行わせ、その結果を通信施設点検引継簿（指令課にあっては様式第8号、警防課（整備センターを除く。）、消防署等にあっては様式第9号）に記録させなければならない。

- 2 毎日点検を行った通信保守担当主任及び通信保守担当者は、交替制勤務の交替時に当務となる通信保守担当者等に対して、通信施設の点検結果その他必要事項の引継ぎを行わなければならない。

（定期点検）

第35条 通信業務管理者は、毎月1回以上消防署等に配置した無線機等の機能、破損、汚損状態その他の管理状況について点検を行い、結果を無線局月例点検票（様式第10号）に記載しなければならない。

- 2 前項の点検を行った通信業務管理者は、故障等を発見したときは、その結果を所属長に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。

- 3 通信業務管理者は、通信施設で法定資格を必要とする点検については、その資格を有する者に委託し、定期的に点検を行わせなければならない。

（臨時点検）

第36条 通信業務管理者は、通信施設に障害が発生した場合、直ちに点検を行い、その復旧に努めなければならない。

（保守整備）

第37条 通信業務管理者は、法令に定められた基準に従い、通信施設の保守管理のため必要な整備を行わなければならない。

(臨時の試験通信)

第 38 条 指令回線の試験通信を臨時に行うときは、事前に相手方にその旨を通知するものとする。

- 2 基地局が無線局の試験通信を臨時に行うときは、事前に相手局にその旨を通知するものとし、移動局が試験通信を行うときは、相手局の了解を得なければならない。

(修理等の依頼)

第 39 条 所属長は、通信施設の修理等を受けようとするときは、通信施設修理等依頼書(様式第 11 号)により通信業務管理者に依頼しなければならない。

- 2 通信業務管理者は、前項の依頼に基づく修理等が完了したときは、通信施設修理等完了通知書(様式第 12 号)により所属長に通知するものとする。

(事故発生時の措置)

第 40 条 通信業務従事者は、通信施設に障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急措置を行うとともに、直ちに所属長に報告しなければならない。

- 2 通信業務従事者は、通信施設の損傷、亡失事故等が発生したときは、直ちに事故内容、発生原因等を記録し、所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項による報告を受けたときは、通信業務管理者の指示に従い、その内容を通信施設修理等依頼書又は通信施設損傷(亡失)報告書(様式第 13 号)により通信業務管理者に報告しなければならない。ただし、通信業務管理者が重大な事故等と認める場合は、通信施設損傷(亡失)報告書により消防局長へ報告するものとする。

第 5 章 訓練、研修

(種別)

第 41 条 規程第 20 条に規定する訓練、研修の種別は次のとおりとする。

- (1) 新規異動者研修

新たに指令課に着任した職員に対し、別に定めるカリキュラムに従い研修を実施し、通信業務に必要な不可欠な知識及び技術の習得を図る。

- (2) 機器取扱訓練

通信施設の取扱い及び災害対応を想定した通信訓練を実施し、各種機器の迅速的確な運用及び通信指令技術の向上を図る。

- (3) 事例検討会

各種災害時における指令課の対応を振り返り、災害対応能力の向上を図る。

- (4) マニュアル指令訓練

障害発生時の的確な機器の運用をはじめとする通信業務の円滑な遂行を確保し、消防緊急情報システム停止時の危機管理能力の向上を図る。

- (5) 非常招集伝達訓練

有事における非常招集の送出及び応答要領の習熟を図る。

- (6) 北消防署集中受信訓練

通信指令員の迅速的確な可搬型指令システムへの切替え、北消防署員の迅速的確な集中受信体制への移行及び災害受信処理要領の習得を図る。

(7) その他研修

必要に応じて実施し、通信業務能力の向上を図る。

(報告)

第 42 条 前条の訓練、研修を実施した場合、その指揮者は実施結果を指令課長に報告しなければならない。

第 6 章 帳票

(帳票の備付)

第 43 条 通信業務管理者は、様式第 14 号及び様式第 15 号に定める帳票を備え、通信施設に関する実態を把握、整理しておかなければならない。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

(暫定措置)

2 この要綱の実施の際、西宮市消防通信管理要綱の帳票で趣旨を同じくするものは、当分の間、この要綱により作成されたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施し、令和 3 年 4 月 20 日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 1 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。

災害通報受信事項

区分	種別	受信事項
共通	災害種別	火災、救急、救助等
	災害発生場所	住所等
	通報者情報	氏名
		電話番号
		その他、通報内容に応じた必要事項
災害の状況又は概要	火 災	燃焼状況
		燃焼物
		建物階数及び出火階
		要救助者の有無及び人数
	救 急	傷病者の人数
		傷病者の性別、年齢
		救急発生の状況
		傷病者の状態
	救 助	災害の状況
		要救助者の人数
		要救助者の性別、年齢
	その他災害	災害の状況
		人命危険の有無
		社会的危険の有無
		警防活動障害の有無

指令トーン一覧

災害種別		指令区分	指令署	指令信号	備考
火	建物 中高層建物 林野 航空機	予告指令	全署	ピー (火災・その他災害予告トーン)	自動予告
		本指令		ピッ ピッ ピッ (火災トーン)	出動署以外は通知トーン
災	車両 その他 船舶	予告指令	出動見込署	ピー (火災・その他災害予告トーン)	手動予告
		本指令	出動署	ピッ ピッ ピッ (火災トーン)	予告指令した署のうち 出動署以外は通知トーン
救	通常	予告指令	出動見込署	ピーポー (救急予告トーン)	手動予告
		本指令	出動署	ピポ ピポ ピポ (救急トーン)	予告指令した署のうち 出動署以外は通知トーン
急	集団災害	予告指令	全署	ピーポー (救急予告トーン)	自動予告
		本指令		ピポ ピポ ピポ (救急トーン)	出動署以外は通知トーン
救	一般 鉄道	予告指令	全署	ポー (救助予告トーン)	自動予告 (21時～翌6時は手動予告)
		本指令	出動署	ポー ポー ポー (救助トーン)	出動署以外は通知トーン (21時～翌6時は出動署のみ)
助	水難 山岳 BC災害	予告指令	全署	ポー (救助予告トーン)	自動予告
		本指令		ポー ポー ポー (救助トーン)	出動署以外は通知トーン
その他 災害	その他災害 (補完を除く。)	予告指令	出動見込署	ピー (火災・その他災害予告トーン)	手動予告
		本指令	出動署	ピー ピー ピー (その他災害トーン)	予告指令した署のうち 出動署以外は通知トーン
	補完	予告指令	なし		
		本指令	出動署	ピー ピー ピー (その他災害トーン)	
通 知	気象情報		全署	ピンポンパンポン (通知トーン)	
	試験通信				
	その他の情報				

予告指令文言 (消防緊急情報システム)

災害種別		予告指令文言例示					
火災	建物	ただいま、	『「管轄署」管内』	建物火災事案	受信中	以上	<ul style="list-style-type: none"> ・自動予告
	中高層			中高層建物火災事案			
	林野			林野火災事案			
	航空機			火災事案			
	車両 その他 船舶						
救急	通常	ただいま、	『「管轄署」管内』	救急事案	受信中	以上	<ul style="list-style-type: none"> ・自動予告なし ・手動予告可能
	集団災害			集団災害事案			<ul style="list-style-type: none"> ・自動予告
救助	一般	ただいま、	『「管轄署」管内』	救助事案	受信中	以上	<ul style="list-style-type: none"> ・時刻により自動予告あり ・手動予告可能
	鉄道			鉄道救助事案			
	水難			水難救助事案			<ul style="list-style-type: none"> ・自動予告
	山岳			山岳救助事案			
	BC災害			BC災害事案			
その他災害	全て	ただいま、	『「管轄署」管内』	その他災害事案	受信中	以上	<ul style="list-style-type: none"> ・自動予告なし ・手動予告可能

※ 通報受信状況によっては『』内は省略することができる。

別表第4 (第8条関係)

指令要領

項目	指令方法	例 示	留意事項	
火災出動指令	予告指令	一斉 又は 個別	1 指令トーン 2 ただいま 3 ○○管内で 4 ××事案 5 受信中 6 以上	3は通報受信状況によって省略する。
	本指令	一斉 又は 個別	1 指令トーン 2 火災出動指令 2回 3 ○○管内 4 (火災種別) 5 ○○町×番 6 ○○出動 7 出動車両 8 局○、局○・・・ ※ 3～8は繰り返し 2回 9 以上	6は「第1出動」「第2出動」等とする。
救急出動指令	予告指令	一斉 又は 個別	1 指令トーン 2 ただいま 3 ○○管内で 4 ××事案 5 受信中 6 以上	3は通報受信状況によって省略する。 4は「救急事案」「集団災害事案」等とする。
	本指令	個別 (通常救急)	1 指令トーン 2 救急出動指令 2回 3 ○○町×番 4 出動車両局○ 5 (救急種別) ※ 3～5は繰り返し 2回 6 以上	出動署に対してのみ行う。
		一斉 (集団救急)	1 指令トーン 2 救急出動指令 2回 3 ○○管内 4 集団災害 5 ○○町×番 6 ○○出動 7 出動車両 8 局○、局○・・・ ※ 3～8は繰り返し 2回 9 以上	6は「第1出動」「第2出動」「特命出動」等とする。

救助出動指令	予告指令		1 指令トーン 2 ただいま 3 ○○管内で 4 ××事案 (災害) 5 受信中 6 以上	3は通報受信状況によって省略する。 4は「救助事案」「鉄道救助事案」「水難救助事案」「山岳救助事案」等とする。
	本指令	一斉 (昼間)	1 指令トーン 2 救助出動指令 2回 3 ○○管内 4 ○○救助 5 ○○町×番 6 ○○出動 7 出動車両 8 局○、局○・・・ ※ 3～8は繰り返し 2回 9 以上	4は「一般救助」「鉄道救助」「水難救助」「山岳救助」等とする。 6は「第1出動」「第2出動」「特命出動」等とする。
		個別 (夜間)	上に同じ	出動署に対してのみ行う。
その他災害出動指令	本指令 (その他災害)	個別	1 指令トーン 2 その他災害出動指令 2回 3 ○○町×番 4 出動車両局○ 5 (その他災害種別) ※ 3～5は繰り返し 2回 6 以上	出動署に対してのみ行う。
	本指令 (補完)	個別	1 指令トーン 2 補完出動指令 2回 3 補完先○○ 4 出動車両局○ ※ 3～4は繰り返し 2回 5 以上	出動署に対してのみ行う。
無線局による指令	全ての災害		(指令トーン) 1 にししょうほんぶ 2 から 3 相手局の識別信号又は識別名称 (○○出動指令) 等	無線局による指令は、指令トーンの後には文言を付け加える。
鎮火報	鎮火	一斉	1 通知トーン 2 ただいまの○○管内○○ 火災、○時○分鎮火 3 以上	

現場報告要領

交信レベル	項目	例 示	留意事項
本部通信	指揮宣言	1 本件 2 総括指揮者（又は中隊長指揮若しくは小隊長指揮） 3 (氏名) ○○ 4 使用携帯無線 5 識別信号 6 どうぞ	・左の例示を基本とする。
	指揮代行	総括指揮○○到着までの間、××が指揮を執る 総括指揮○○到着までの間、××副中隊長が指揮を執れ	・宣言時 ・指揮指定するとき
火災	途上	○○通過、火煙を認める 赤・黒・白を認める	
	現着時	建物（方角）に到着 現場は指令内容どおり ○○より（階、開口部など）「赤・黒・白」確認 第2出動要請（第1出動隊にて対応可能） 火煙を認めない。これより調査する	
	指揮移行	(氏名) 到着、これより指揮を執る	・総括指揮者到着時、 代行者から指揮移行した場合。 ・管轄大隊長又は大隊長付に指揮移行した場合。
	活動初期	主たる戦術宣言 増隊要請 現場指揮本部の開設、使用無線及びその位置 災害点、災害規模及び負傷者数（概算） 逃げ遅れ、要避難者情報 (157×名確定・未確定) (×階ベランダに手振り△名を認める) 状況報告 (×階○○室にガソリン約100リットルあり) (焼け細りによる倒壊危険あり) (外壁崩落危険あり)	・緊急に周知する必要がある情報については、人命危険に関わる緊急通信にて行うこと。
	活動中期以降	活動報告 災害規模報告 1 発生場所 2 建物構造（階層、主たる構造） 例～（木造2階建て瓦葺き、外壁モルタル塗り一般住宅）（RC造1棟店舗1戸共同住宅10戸）等	

			3 火元責任者（氏名・性別・年齢・職業） 4 焼損程度及び死傷者 5 り災世帯数及び人数 6 その他、必要な事項 鎮圧及び鎮火報告	
指揮小隊間 通信		現 着 時	部隊配備（攻撃面、防ぎよ面の指示等） 活動指示（延焼防止、人命検索等） 各方面状況報告	
		活 動 時	対応状況及び増強指示 進入管理 三大危険情報の統制	・緊急に周知する必要 のある情報について は、人命危険に関わる 緊急通信にて行うこ と。
		収 束 期	部隊縮小 指揮者集結 調査及び広報	
本部通信	救 急 救 助	現 着 時	二次災害危険の有無 増隊要請 現場位置、状況	
		活 動 時	発生場所 受傷機転又は災害状況の概略 負傷者又は要救助者の人数及び性別 傷病程度（呼吸、意識の有無等） 活動経過報告	
		収 束 期	救出等完了報告 医療機関の手配状況 関係機関の状況	
本部通信	そ の 他 災 害	現 着 時	二次災害危険 災害現場の位置、状況（煙、異臭の有無等） 増隊要請 その他必要事項	
本部通信	そ の 他 の 現 場 報 告		救急（災害）事案を現認した、出動されたい 怪煙確認、調査に向かう ○○川にて××水位に達するのを確認 危険箇所確認、××到着まで現場待機する	

無線通信要領

項目	例示	留意事項	
一般通信	呼出	1 自局の識別信号 2 から 3 相手局の識別信号	・複数の移動局を呼出す場合は、次の識別名称を用いる。 識別名称～各局、各移動、各隊
	再呼出		・呼出を行っても、相手局の応答がないときは、 1 6秒以上の間隔を置いた後に、呼出す。 2 それでも応答がないときは、1分以上の間隔をあける。ただし、他の通信に混信を与えるおそれがないときは、この限りでない。
	呼出の中止	1 混信を与える無線局の識別信号 2 しばらく待て	・自局の呼出が他の通信に混信を与える旨の通知を受けたときは、緊急通信を除き、直ちにその呼出を中止する。
	応答	1 自局の識別信号 2 相手局の識別信号 3 どうぞ（又は「しばらく待て」）	・基地局については、自局の識別信号を省くことができる。 ・自局に対する呼出であることが確実に判明するまでは、応答しない。
		1 自局の識別信号 2 から 3 相手局の識別信号 4 さらに、どうぞ	・呼出局が不明確の場合は、呼出した可能性のある相手局の識別信号を呼出し、応答する。
	通話		1 通信用語 簡単明瞭な言葉を使用する。 2 通話速度 プレストークボタンを押して、ひと呼吸おき、通常の会話速度程度で話す。 3 返信を求めるときは、通話の次に「どうぞ」を加える。 4 通話を終えるときは、呼出局が通信の最後に「以上」と送信し、さらに自局の「識別信号」を加える。
	解信	1 自局の識別信号 2 了解	・伝達の誤りを防ぐため、状況に応じて、言直しをする等、内容を復唱する。
	再送	1 さらに、送る	・相手局に解信がなかった場合又は長文で一旦中断した送信を再開させる場合。

	再送要求	1 さらに 2 どうぞ	・相手局に繰り返し送信を促す場合。
	解信要求	1 相手局の識別信号 2 了解か	・通話送信終了後、6秒以上経過しても受信局が解信しないときは、解信要求を行う。
	無線波変更	1 呼出局の識別信号 は 2 ○○波（指定する無線波名）に 3 変更せよ	・指揮本部又は指揮隊からの指示とする。
	無線波変更要求	1 自局の識別信号 2 ○○波（及びFL波）に 3 変更してよろしいか	・移動局から要求
		1 相手局の識別信号 又は 識別名称 は 2 これより 3 ○○波（又は指定する無線波名）にて 4 運用せよ	・基地局から解信
	終了	1 以上 2 自局の識別信号	・呼出を行った無線局が送信する。
緊急通信	呼出	1 「至急」 (2回送信) 2 自局の識別信号 3 から 4 相手局の識別信号 又は 識別名称	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局から緊急通信を送信しようとするときは、「至急」2回の送信に引続き、呼出、通話を開始する。 ・緊急通信は、他の通信に割込んで送信を行うことができる。 ・呼出、応答以外は、一般通信に準じる。 ※ 指揮隊の出場する災害現場では、指揮隊が応じるものとし、その他の緊急通信は指揮本部が応じるものとする。ただし、指揮隊及び指揮本部が受信又は解信できない場合は、他の無線局が指揮本部等へ何らかの手段で通報すること。
	応答	1 「至急」 (2回送信) 2 自局の識別信号 3 相手局の識別信号 4 どうぞ	・基地局については、自局の識別信号を省くことができる。
	解信	1 「至急」 (2回送信) 2 ○○の件 3 自局の識別信号 4 了解	

無線通信略語一覧表

区分	略語	読み	用語
救急関係	101	イチマルイチ	警察
	102	イチマルニ	加害
	103	イチマルサン	自殺
	104	イチマルヨン	常習者
	105	イチマルゴ	死亡
	106	イチマルロク	精神病
	107	イチマルナナ	行旅病人
	108	イチマルハチ	がん
	109	イチマルキュウ	暴力団
	110	イチイチマル	暴れる
火災関係	157	イチゴナナ	逃げ遅れ
	158	イチゴハチ	要避難者
	159	イチゴキュウ	公用車の事故
	160	イチロクマル	消防職団員の負傷

一斉通報要領

項 目		通 報 方 法 例 示	
気 象 情 報	発 表	気象情報の注意報、警報、特別警報	
		1 通知トーン	
		2 「気象情報を連絡します」	1回
		3 「神戸地方気象台〇時〇〇分」 「西宮市(阪神)〇〇注意報(警報)発表」	1回
		4 「繰り返します」	1回
		5 3を繰り返す	1回
	6 「以上」	1回	
		台風に関する気象情報	
		1 通知トーン	
		2 「気象情報を連絡します」	1回
		3 「神戸地方気象台〇時〇〇分」 「台風〇号に関する兵庫県気象情報 第〇号発表」 上記に続き（見出し）部分を通報する	1回
		4 「繰り返します」	1回
		5 3を繰り返す（見出し部分は除く）	1回
	6 「以上」	1回	
		大雨(大雪)に関する気象情報	
		1 通知トーン	
		2 「気象情報を連絡します」	1回
		3 「神戸地方気象台〇時〇〇分」 「大雨(大雪)に関する兵庫県気象情報 第〇号発表」 上記に続き（見出し）部分を通報する	1回
4 「繰り返します」		1回	
5 3を繰り返す（見出し部分は除く）		1回	
6 「以上」	1回		
解 除	気象情報の解除		
	1 通知トーン		
	2 「気象情報を連絡します」	1回	
	3 「神戸地方気象台〇時〇〇分」 「かねて発表中の〇〇注意報(警報)は、解除となりました」	1回	
	4 「繰り返します」	1回	
	5 3を繰り返す	1回	
6 「以上」	1回		

雨量情報	時間雨量又は連続雨量	<p>雨量情報の伝達</p> <p>1 通知トーン</p> <p>2 「雨量情報を連絡します」 1回</p> <p>3 「西宮市南部（北部）地域において時間雨量が 30 ミリ（連続雨量が 100 ミリ）を超えました」 1回</p> <p>4 「繰り返します」 1回</p> <p>5 3を繰り返す 1回</p> <p>6 「以上」 1回</p>
その他情報等		<p>上記情報等以外については、その都度各項目「 」に併せて簡略に通報する</p>

指令回線の試験通信要領

項目	通 信 方 法	
定 時 試 験 通 信	1 通知トーン	
	2 「ただ今から、試験通信並びに時間調整を行います」	1回
	3 「本日は、晴天なり」	3回
	4 「ただ今の時刻、○時○○分」	1回
	5 「昨日の火災件数 ○件、累計○○件 救急件数 ○件、累計○○件」	1回
	6 「以上」	1回
臨 時 試 験 通 信	1 通知トーン	
	2 「ただ今から、指令回線のテストを行います」	1回
	3 「本日は、晴天なり」	3回
	4 「ただ今、テスト中」	3回
	5 「以上でテストを終わります」	1回

無線局の試験通信要領

○○分署		周波数	△△消防署	周波数
9:05	<p>指令A 「にししょうほんぶから各移動 ただいまから統制波○（主運用波3）の試験通信を実施する。本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり。にししょう○○1（2）からどうぞ」</p> <p>分署 「にししょう○○1（2）メリット○どうぞ」</p> <p>指令A 「了解」</p> <p>分署 「・・・・・・」←応答なし（約6秒間）</p> <p>指令A 「にししょう○○2どうぞ」</p> <p>分署 「にししょう○○2メリット○どうぞ」</p> <p>指令A 「了解 にししょう○○6からどうぞ」</p> <p>分署 「にししょう○○6メリット○どうぞ」</p> <p>指令A 「了解」</p> <p>： ： ： ： 分署 「にししょう○○101メリット○どうぞ」</p> <p>指令A 「了解」</p> <p>分署 「にししょう○○102メリット○どうぞ」</p> <p>： ： ： 指令A 「了解。統制波○（主運用波3）試験通信終了。引き続き活動波○の試験通信を実施する。以上にししょうほんぶ」</p>	統制波○ 又は 主運用波 3	/	
9:10 (推定)	<p>指令A 「にししょうほんぶから各移動 ただいまから活動波○の試験通信を実施する。本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり。にししょう○○1（2）からどうぞ」</p> <p>分署 「にししょう○○1（2）メリット○どうぞ」</p> <p>： ： ： 指令A 「了解。ただいまの時刻9時○○分、試験通信を終了する。所定の周波数に戻し閉局。以上にししょうほんぶ」</p>	活動波○	<p>指令B 「にししょうほんぶから各移動 ただいまから統制波○（主運用波3）の試験通信を実施する。本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり。にししょう△△1からどうぞ」</p> <p>消防署 「にししょう△△1メリット○どうぞ」</p> <p>指令B 「了解」</p> <p>消防署 「にししょう△△2メリット○どうぞ」</p> <p>指令B 「了解」</p> <p>消防署 「にししょう△△3メリット○どうぞ」</p> <p>指令B 「了解」</p> <p>： ： ： 消防署 「にししょう△△101メリット○どうぞ」</p> <p>指令B 「了解」</p> <p>消防署 「にししょう△△102メリット○どうぞ」</p> <p>指令B 「了解」</p> <p>： ： ： 消防署 「にししょう△△201メリット○どうぞ」</p> <p>指令B 「了解。統制波○（主運用波3）試験通信終了。引き続き活動波○の試験通信を実施する。以上にししょうほんぶ」</p>	統制波○ 又は 主運用波 3
/			<p>指令B 「にししょうほんぶから各移動 ただいまから活動波○の試験通信を実施する。本日は晴天なり、本日は晴天なり、本日は晴天なり。にししょう△△1からどうぞ」</p> <p>消防署 「にししょう△△1メリット○どうぞ」</p> <p>： ： ： 指令B 「了解。ただいまの時刻9時○○分、試験通信を終了する。所定の周波数に戻し閉局。以上にししょうほんぶ」</p>	活動波○
<p>通話の感明度を示す用語</p> <p>1 メリット5・・・通話状態が非常に良好である。</p> <p>2 メリット4・・・音声は少し途切れるが、通話状態が良好である。</p> <p>3 メリット3・・・音声は途切れるが、通話内容は理解できる。</p> <p>4 メリット2・・・音声の大半が途切れ、通話内容が理解できない。</p> <p>5 メリット1・・・通話内容が全く理解できない。</p>				
<p><備考></p> <p>1 基地局からの呼出は、各波試験通信開始時及び感度報告の中断再開時のみとする。</p> <p>2 基地局は、移動局からの感度報告に対し「了解」とのみ応答するため、次の移動局は、続けて感度報告をすること。</p> <p>3 各移動局は、応答のない移動局を飛ばして感度報告を行わないこと。</p> <p>4 移動局からの感度報告が中断した場合（約6秒）は、応答のない移動局に対し基地局から再度呼出すもの。</p> <p>5 消防局の試験通信にあっては、9時05分からの○○分署に準じ、各項目を読み替えて行うもの。</p>				

車両運用端末装置の動態登録要領

タンク車・ポンプ車・救助工作車・その他の車両		救急車	
車両の動態	操作要領	車両の動態	操作要領
災害出動	”出動”をタッチする。	救急出動	”出動”をタッチする。
現場到着	”現着”をタッチする。	現場到着	”現着”をタッチする。
ポンプ車・タンク車	放水開始時刻	車内収容	”収容”をタッチする。
救助工作車	救助作業開始時刻		
ポンプ車・タンク車	放水終了時刻	病院到着	”病着”をタッチする。
救助工作車	救助作業完了時刻		
	”開始”をタッチする。	転送時の病院出発	”病発”をタッチする。
引揚までの間で出動可能	”出動可能”をタッチする。	引揚までの間で出動可能	”出動可能”をタッチする。
現場引揚(出動可能)	”引揚”をタッチする。	病院引揚(出動可能)	”引揚”をタッチする。
帰署(待機中)	”帰署”をタッチする。	帰署(待機中)	”帰署”をタッチする。
署外業務(出動可能)	”署外”をタッチする。	署外業務(出動可能)	”署外”をタッチする。
署外業務中又は引揚途上で出動不能	”出動不能”をタッチする。	署外業務中又は引揚途上で出動不能	”出動不能”をタッチする。
出動可能だが出動が遅れる	”第2出可”をタッチする。	出動可能だが出動が遅れる	”第2出可”をタッチする。
(出動中等)現在時刻を記録したいとき	”記録”をタッチする。	(出動中等)現在時刻を記録したいとき	”記録”をタッチする。
整備中	”整備”をタッチする。	整備中	”整備”をタッチする。

<備考>

- 1 署外業務(出動可能)時に”記録”をタッチした場合、登録後、ただちに”署外”をタッチすること。
- 2 車両の動態を登録するには、以下の3つの方法があり、いずれかの方法で動態登録を行う。
 - (1) 地図上の簡易動態をタッチする。
 - (2) AVM画面から該当する動態をタッチする。
 - (3) 車外設定器の該当ボタンを押す。
- 3 動態登録を適切に行えなかった場合は、遅滞なく指揮本部に連絡すること。

火災・救助・その他災害 指令発信票

指令種別	指令区分	発信 No

受付日				(1・2係)	受信者(台番号)	()			
覚知別		第1指令種別		管轄(担当)区域		関係者	職業() 男・女(才)		
通報情報	場所								
	通報内容(第1報)								
通報者	住所				氏名				
	電話番号					関係			
指令									
						最先着隊			
備考									

※太枠内の通報情報は確定情報に変更しないこと

映像情報等利用申請・提供書

年（ 年） 月 日		
指令課長 殿		
（所属長）		
西宮市消防通信運用要綱第31条の規定により、以下の映像情報等の利用を申請します。		
映像情報等の種別	災害の区分	災害発生日時
		年 月 日（ ）
災害発生場所等		報告書No.
		局No. （署No. ）
申請理由又は利用の主たる目的		

※下記については、記入しないこと。

年（ 年） 月 日			
殿			
指令課長			
上記申請に基づき、映像情報等を提供する。なお、提供を受けた映像情報等の利用に際しては、注意事項を厳守すること。			
受付番号	メディア種別	数量	提供日
			年 月 日
※ 注意事項			
1 西宮市消防緊急情報システムの運用に関する情報セキュリティ実施手順に従い、映像情報等を適正に管理すること。			
2 課長（指令課長を除く。）、副署長又は分署長の管理下において、管理区域内で利用すること。			
3 映像情報等の利用は消防業務に関するものであること。			
4 映像情報等の記録、複製又は譲渡を禁ずる。			
5 映像情報等は、提供日より30日以内に、課長（指令課長を除く。）、副署長又は分署長が責任を持って処分すること。			

通信保守担当者選任・変更報告書

年（ 年） 月 日

通信業務管理者 殿

（所属長）

西宮市消防通信規程第7条に基づき、通信保守担当者を選任(変更)しましたので、報告します。

選任（変更）年月日		年 月 日	
選任者	階級・氏名	消防	
		消防	
解任者	階級・氏名	消防	
		消防	
変更後の現況	所属	現係	氏名

通信施設点検引継簿

（課・署・分署用）

						月 日 () 曜日 () 係		
引継時に不具合がある場合～×印 不具合が改修済みである場合～⊗と記すこと。								
通信施設の区分				通信施設の名称				
1	無線電話設備							
2	有線電話設備							
3	消防緊急情報システム							
4	その他の設備							
不 具 合 の 状 況						措 置		
申 送 り 事 項							申 送 者	
							引 継 者	

						月 日 () 曜日 () 係		
引継時に不具合がある場合～×印 不具合が改修済みである場合～⊗と記すこと。								
通信施設の区分				通信施設の名称				
1	無線電話設備							
2	有線電話設備							
3	消防緊急情報システム							
4	その他の設備							
不 具 合 の 状 況						措 置		
申 送 り 事 項							申 送 者	
							引 継 者	

様式第11号(第39条関係)

No.

<p>通信施設修理等依頼書</p> <p>年 月 日</p> <p>通信業務管理者 殿</p> <p>所属長名</p>	
<p>施設名</p>	
<p>修理・整備箇所又は部品名及び状況</p>	
<p>特記事項</p>	

様式第12号(第39条関係)

No.

<p>通信施設修理等完了通知書</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>通信業務管理者</p>	
<p>施設名</p>	
<p>修理・整備箇所又は部品名及び状況</p>	
<p>特記事項</p>	

